

(写)

28 西都下第 560 号

平成 28 年 11 月 29 日

西東京市監査委員 尾 崎 正 男 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

平成 28 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

平成 28 年 7 月 27 日付 28 西監第 52 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

## 指摘事項における是正・改善措置について

## 記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、仕様書が作成されていない、実施起案に見積合わせの結果が記載されているといった不適正な事務が行われていた。</p> <p>また、競争見積合わせが可能にもかかわらず特命随意契約を行っているものなどが見受けられた。</p> <p>「契約事務の手引き」等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>定期監査の結果について、課内で情報を共有し、再度「契約事務の手引き」による適正な契約事務を行うよう周知徹底した。</p> <p>また、主管課契約（請負契約）の事務チェックシートを活用し、事務手続きが適正に行われているか確認することとした。</p> <p>特命随意契約となる場合の手続きについても、適正に実施するよう周知徹底した。</p>
指摘事項 2	<p>特定公共物（水路）の占用許可について、西東京市特定公共物管理条例では、特定公共物に対して占用等をしようとする者は市長の許可を受けることを定め、施行規則にて申請手続等を定めているが、同条例・施行規則ではなく、西東京市下水道条例・施行規則に定められた手続により占用許可を行っているものが見受けられた。</p> <p>また、西東京市特定公共物管理条例施行規則では、占用料の減免を受けようとする者は、特定公共物占用料減免申請書を提出することを定めているが、申請書の提出がないまま占用料の免除を行っているものが見受けられた。</p> <p>例規にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>水路の占用許可について、課内で適用条例を再確認し、申請受付時に必要書類の確認を行うよう、周知徹底した。</p>